

戸籍のまど

令和8年2月届出分

※「戸籍のまど」は掲載を希望した人のみ掲載しています。
 ※行政区は届出日現在で掲載しています。
 ※住民基本台帳に基づく文字で掲載しています。

お誕生おめでとう

行政区	氏名	保護者
伊里前下	千葉 優耀	秀・二千花
東ヶ丘	伊藤 唯人	大輔・彩水
旭ヶ丘	小林 茉心翔	翔吾・麗美香
荒西	高橋 海鞠	裕一・美生
林	久保田 さ紗矢	博史・絵美
五日町	佐藤 凜翔	琢哉・笑美

お悔み

行政区	氏名	満年齢
馬場	千葉 きい子	76歳
伊里前上	三浦 みや子	83歳
伊里前上	千葉 十次	84歳
旭ヶ丘	阿部 よし子	87歳
石泉	千葉 とき子	84歳
伊里前上	佐藤 みつ子	102歳
五日町	山内 たけひろ	55歳
東ヶ丘	佐藤 きよし清	60歳
中山	阿部 章之進	96歳
小森	高橋 ななよ代	98歳
泊浜	高橋 のりお夫	97歳
東ヶ丘	三浦 よしえ	92歳
平西	佐藤 まさし志	89歳
伊里前上	佐藤 たけ子	95歳
沼田東	阿部 まさき	85歳
荒町上	佐藤 昇二	70歳

人口のうごき

2月末現在	男	女	計	世帯数	出生	死亡
現在	5,470	5,674	11,144	4,376	6	20
前月比	-9	-17	-26	-3	+4	-4

庄内の風

南三陸町に想いを馳せて 「友好献立給食」を味わいました

3月10日(火)、庄内町内の小中学校、幼稚園、認定こども園で「南三陸友好献立給食」が提供されました。この日の給食には、南三陸町産の銀鮭焼き、メカブのすまし汁、ワカメのしょうゆの実和えのほか、庄内町の小学生がデザインした両町のキャラクターが描かれた味付け海苔が登場。子どもたちは、漁師さんへの感謝の気持ちを込めて大きな声で「いただきます!」の後、脂の乗った銀鮭や新鮮なワカメを口一杯に頬張っていました。15年前の東日本大震災以降、毎年、南三陸町から「庄内町の子どもたちに食べてもらいたい」とたくさんの食材を届けていただいています。

南三陸町の皆さん、ありがとうございました。



森里海ネイチャーだより 春を告げる魚たち

日本各地には、春の訪れを告げる『春告魚』と呼ばれる魚がいます。ニシンやメバル、サワラ、サクラマスなどがよくあげられますね。地域によって種類は若干異なってきますが、多くの春告魚には共通点があります。それは、春先に、「産卵するために岸近くに大量に寄ってくるから採りやすい」ことです。春の北海道では、群来と呼ばれる産卵行動によって海が真っ白に染まるほど、大量のニシンがやってきます。瀬戸内海ではサワラが有名で、春に来遊してくるから鱒(サワラ)という字が当てられるほど親しまれています。メバルの仲間は秋ごろに交尾をして、春先に子供を産むために集まっ



てきます。サクラマスの産卵は秋ですが、遡上するため春先に接岸します。南三陸町の川にもヤマメがいますので、サクラマス(写真)もいるはずですが。こういった魚の習性が、春告魚という言葉として昔から各地域になじんでいるんですね。

皆さんも、春といえばこの魚というものはありますか?もしまだ見つけることができていなければ、この春に自分好みの春告魚を探してみてください。

☎ 南三陸町自然環境活用センター ☎25-9703

米寿の顔

米寿 [満87歳(数え88歳)]
を迎えた皆さんを
紹介するコーナー!

なお、掲載を希望した人のみ
掲載しています。



中山
及川ふみをさん
(昭和14年2月2日)



石浜
佐藤藤太郎さん
(昭和14年2月4日)



五区
西城キミ子さん
(昭和14年2月11日)



田の浦
千葉吉之さん
(昭和14年2月14日)



沼田東
遠藤良子さん
(昭和14年2月14日)



袖浜
及川勝之介さん
(昭和14年2月21日)



伊里前上
横山武義さん
(昭和14年2月21日)

国民年金だより

令和8年度の国民年金保険料について

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。

4月上旬に日本年金機構から送付される納付書で納付期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

保険料の納付書は、月ごとの納付書のほかに、6カ月分と、1年分の前納の納付書が同封されています。現金納付の場合、6カ月前納の場合は870円、1年前納の場合は3,820円割引となり大変お得です。(口座振替による前納の場合は6カ月前納で1,220円、1年前納で4,510円の割引です。)

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 口座振替による前納制度の申出は、マイナポータルからオンラインで手続きが可能です。(一部の金融機関では、オンライン手続きのお取り扱いができない場合があります。)

国民年金には免除制度があります

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。免除の申請が可能な期間は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)です。

なお、申請書は、年金事務所、役場窓口、日本年金機構のホームページで入手することができます。

学生納付特例申請について

令和7年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている人で、令和8年度も引き続き在学予定の人へ、日本年金機構から3月下旬(7年度分の承認が2月以降だった場合は4月以降)にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、同封のハガキまたはマイナポータルによる電子申請により申請ができます。

注意

免除・納付猶予制度は保険料の「軽減」ではありません。納付が困難なために、免除や納付猶予が承認されることで一定の保証(納付期限の延長や一部年金の受給資格期間や納付要件としてみなす期間に参入するなど)を得るためのものです。追納しなかった場合は、将来受け取る年金額が減額となりますのでご注意ください。

届け出の窓口

町民税務課、歌津総合支所、年金事務所のいずれか

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373